

4 子宮頸がん (HPV) ワクチン

HPV (ヒトパピローマウイルス) とは、子宮頸がんの原因のウイルスです。

子宮頸がんの原因となるHPVの感染を防ぐワクチンの接種を提供しています。HPVの感染を防ぐことで、将来の子宮頸がんを予防できると期待されています。ワクチンの種類や接種する年齢によって、接種の回数や間隔が少し異なりますが、いずれのワクチンも、半年～1年の間に決められた回数、接種します。

定期接種に加えて、キャッチアップ接種として、接種の対象年齢 (小学校6年から高校1年相当) の時期に接種を逃した人で、まだ接種を受けていない人に、あらためて、HPVワクチンの接種の機会をご提供しています。



✧ 子宮頸がんワクチン接種対象者

接 種	対象者	備 考
本来の定期接種	小学校6年生から高校1年生相当の女子	標準的な接種期間である中学校1年生相当の女子 (H23年度生) に対して4月中旬を目途に個別に予診票をお送りします。
キャッチアップ接種	平成9年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた女子	まだ接種を受けていない人は、キャッチアップ接種として令和7年3月31日まで接種が可能です。

✧ 接種場所

委託医療機関 (ホームページおよび通知に記載しています。) に直接ご予約し、接種を受けてください。

※キャッチアップ接種の対象者の方は2価ワクチンを接種される場合は10月末までに、4価・9価ワクチンを接種される場合は11月末までに初回の接種を行う必要があります。

※2価ワクチンと4価ワクチンは、子宮頸がんをおこしやすい種類 (型) であるHPV16型と18型の感染を防ぎ、子宮頸がんの原因の50～70%を防ぎます。
9価ワクチンは、HPV16型と18型に加え、ほかの5種類のHPVの感染も防ぐため、子宮頸がんの原因の80～90%を防ぎます。

★和 water town に住所があり、熊本県外で HPV ワクチンの接種を希望される方へ★

学校や仕事の関係で県外へ出ていても、県外の医療機関でワクチンを接種し、接種にかかる費用の払い戻しを受けることができます。その際には事前に手続きが必要です。必ず本庁保健子ども課にお越しください。

接種の流れ

- ① 予防接種依頼書の申し込み
- ② 予防接種依頼書の発行
- ③ 県外委託医療機関で予防接種を受ける
- ④ 助成金の交付申請 (接種にかかった費用の払い戻し)

nagomi

お知らせ

予防接種が変わります

news

☎ 保健子ども課 保健予防係 ☎0968・86・5730



1 子どもの定期予防接種

2つの新しいワクチンが導入されます。

(1) 5種混合

これまでの4種混合とヒブワクチンが合わさった5種混合ワクチンが定期接種化されます。生後2か月から接種を開始し、生後90か月に至るまでに初回接種3回、追加接種1回の計4回の接種が想定されています。

(2) 小児肺炎球菌

これまで定期接種で使用されていた小児肺炎球菌ワクチンが沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン (PCV13) から沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン (PCV15) に変更となります。生後2か月から接種を開始し、初回接種3回、追加接種1回の計4回の接種が想定されています。



※和 water town では出生後1か月頃を目途に保健師による赤ちゃん訪問を実施しており、その際に予診票をお渡ししています。令和6年4月以降に生まれたお子様のご家庭には、上記2種類の新しい予診票を同封してお渡しする予定です。当面の間は以前までのワクチンも接種可能とされています。使用ワクチンについては医療機関に直接お尋ねください。

2 高齢者肺炎球菌

対象者が変更になります。

対象者 (R6年度)	①65歳の人 ②60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓、若しくは呼吸器機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省で定めるもの
接種期間	65歳の誕生日から66歳になる前日まで

※対象者に対しては、65歳になられた翌月初めに案内通知、予診票及び済証をお送りする予定です。
※昭和33年4月2日生～昭和34年4月1日生の人は、令和6年3月31日までの接種対象として通知をお送りしていましたが、66歳の誕生日の前日までは接種可能です。
(例) 昭和33年8月1日生の方→令和6年7月31日まで接種可能
※予診票などが必要な人は、本庁保健子ども課もしくは支所地域振興課までお尋ねください。

3 新型コロナワクチン

無料接種は終了しました。

令和6年3月31日をもって新型コロナワクチンの公費負担による無料接種、コールセンターや和 water town 公式LINEによる接種予約等、接種証明アプリやコンビニ交付は終了しました。令和5年度までの接種した記録 (接種証明) の発行は本庁保健子ども課の窓口で受け付けています。

4月からのワクチン接種

- ▶ 対象者: 65歳以上の高齢者及び60歳以上の基礎疾患をお持ちの人
- ▶ 接種時期: 秋～冬を想定 1人1回
詳細は、接種時期が近づいてからお示しいたします。

※令和5年度までに発行している未使用の接種券は令和6年度以降の接種には使用できません。